別紙３

物品供給契約書（案）

供給すべき物品名　　軽油

代　　 金 　　額　　金　　　　　　　　円／ℓ也（うち消費税及び地方消費税額　　　　　　円）

発注者　国立大学法人弘前大学契約担当役理事（総務担当）　加藤　健　と供給者

との間において，上記の物品(以下「物品」という。)について，上記の代金額で次の条項により供給契約を締結する。

第 １ 条　供給者は，発注者に対し物品の供給をするものとする。

第 ２ 条　発注者は，供給者の給油スタンドにおいて物品の供給を受けるものとする。但し，発注者から納入場所及び納入数量の指示があった場合，供給者は，発注者の指定する場所に納入するものとする。

第 ３ 条　物品の納入期間は，平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までとする。

第 ４ 条　納品書は，給油スタンドで供給を受けた場合は供給を受けた者へ渡すこととする。但し，発注者から納入場所及び納入数量の指示があった場合は，納品時に各納入部局の担当係に提出するものとする。

第 ５ 条　供給者は，当該月分の金額を取りまとめた適正な請求書を，翌月，本町地区については国立大学法人弘前大学医学部附属病院経理調達課へ，その他の分については国立大学法人弘前大学財務部契約課へ提出するものとする。

第 ６ 条　代金は，毎月１回，前月分をとりまとめて支払うものとし，納入検査に合格した日の翌月の末日までに支払うものとする。

第 ７ 条　契約保証金は，免除する。但し，供給者がこの契約事項を履行しなかった場合は契約期間の納入予定数量から既納入数量を差し引いた残りの数量に契約単価を乗じて得た額の１０分の１に相当する違約金を発注者に対し支払うものとする。

第 ８ 条　本契約期間中に，著しく価格の変動を生じたときは，双方協議の上契約単価を改定するものとする。

第 ９ 条　納入数量と予定数量は差異を生じることがある。

第１０条　この契約についての必要な細目は，国立大学法人弘前大学が定めた物品供給契約基準によるものとする。

第１１条　この契約について，発注者と供給者との間に紛争を生じたときは，双方協議の上これを解決するものとする。

第１２条　この契約に定めのない事項について，これを定める必要がある場合は，発注者と供給者との間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため，発注者と供給者は次に記名し，印を押すものとする。

この契約書は，２通作成し，双方で各１通を所持するものとする。

平成　　年　　月　　日

発注者　弘前市大字文京町１番地

国立大学法人弘前大学

契約担当役

理事（総務担当）　　　加　藤　　　健

供給者